京都市教育委員会事務局等の会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年3月23日

京都市教育委員会 教育長 稲田新吾

京都市教育委員会規則第11号

京都市教育委員会事務局等の会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則

第1条 京都市教育委員会事務局等の会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を次のように改正する。

別表100の項中「3」を「8」に改める。

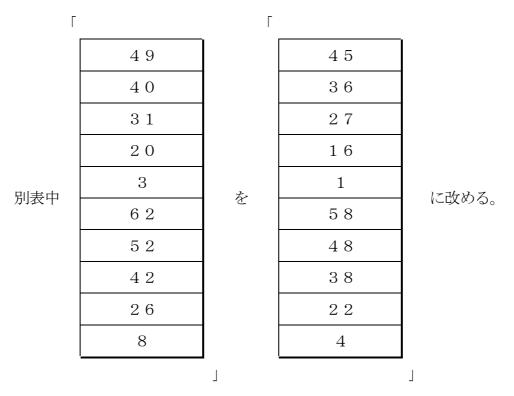
第2条 京都市教育委員会事務局等の会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を次のように改正する。

附則に次の4項を加える。

(再任の場合の号給の決定の特例)

- 3 令和6年4月1日に採用する会計年度任用職員のうち、第3条第2項の規定の適用 を受ける者に対する同項の規定の適用については、同項中「1号給上位」とあるのは 「3号給下位」と、「と同一」とあるのは「の4号給下位の号給」とする。。
- 4 令和6年4月1日に採用する会計年度任用職員のうち、第3条第3項の規定の適用を受ける者(以下「第3項適用者」という。)に対する同項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは「附則第3項の規定により読み替えて適用される前項」と、「と同一」とあるのは「の4号給下位の号給」とする。
- 5 前項の規定にかかわらず、第3項適用者であって、初任給基準表(5)の項に掲げるものに対する第3条第3項の規定の適用については、同項中「前項に規定する者以外の」とあるのは「附則第5項の規定の適用を受ける」と、「と同一」とあるのは「の2号給下位の号給」とする。
- 6 令和6年4月1日に採用する会計年度任用職員のうち、第4条の規定の適用を受ける者に対する同条の規定の適用については、同条第1項中「(前条第2項」とあるのは「(附則第3項の規定により読み替えて適用される前条第2項」と、「前条第2項、第4項」とあるのは「同項並びに前条第4項」と、「と同一」とあるのは「の4号給

下位の号給」と、同条第2項中「前項」とあるのは「附則第6項の規定により読み替えて適用される前項」とする。



附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月 1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部総務課)